

(仮称) 明石市認知症あんしんまちづくり条例の制定について

1 制定の目的

本市のまちづくりのコンセプトである「いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで」に基づき、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、本市における認知症施策の指針となる「(仮称) 明石市認知症あんしんまちづくり条例」の制定を目指します。

本市では、昨年10月から「認知症あんしんプロジェクト」を開始し、包括的・継続的支援を進めているところですが、新型コロナウイルス感染症の流行や様々な社会情勢下にあっても、本条例に基づき、市や市民、関係機関等が一体となって、柔軟かつ迅速に施策を展開してまいります。

2 条例の概要

(1) 目的

この条例を制定する目的について定めます。

(2) 定義

この条例で使用する重要な用語（認知症、市民、事業者、地域組織、関係機関等）の意味について定めます。

(3) 基本理念

「①本人の尊厳確保」「②家族負担の軽減」「③地域での支えあい・地域づくり」の3点を柱として、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するための基本理念について定めます。

(4) 責務・役割

基本理念に基づいてまちづくりを進めるうえで必要となる、市の責務並びに市民、認知症の人、事業者、地域組織及び関係機関の役割について定めます。

(5) 基本的施策

以下の視点から、条例の目的を実現するための施策について定めます。

①知識の普及及び人材育成等

認知症や認知症予防等に関する啓発及び正しい知識の普及、認知症の人等を支える認知症サポーターの養成 など

②早期支援等

認知症に早期に気づき、支援するための相談機能の充実、切れ目のない支援のための仕組みづくり など

③認知症の人及び家族への支援

身近な地域で日常生活を営むことができるよう、適時適切な支援の実施、平常時の見守りや行方不明時の早期発見のための仕組みづくり など

④地域づくり及び社会参加の推進

本人と家族が地域交流を続けることができる環境の整備、認知症サポーターの活動を通じた地域の支援体制の構築 など

⑤後見支援の推進

成年後見制度の利用の促進、市民後見人の養成 など

⑥連携強化

医療及び介護の連携体制の整備、情報共有や連携強化のための仕組みづくり など

⑦災害及び感染症対策

災害発生後や感染症の流行時における事業継続及び孤立化防止のための支援の実施 など

3 検討の方法及びスケジュールについて

市の社会福祉に関する事項を調査審議する場である社会福祉審議会に諮問することとし、条例案や認知症施策等に関する具体的な意見聴取は、認知症あんしんネットワーク会議開催時や、主な関係団体等への個別ヒアリング・アンケートの実施等により行う予定です。

《今後の予定》

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 2021年7月 | 関係団体等への個別意見聴取、意見取りまとめ |
| 8月 | 認知症あんしんネットワーク会議において意見聴取 |
| 10月 | 第2回社会福祉審議会 上記意見聴取の結果を踏まえた条例素案の提示 |
| 12月 | 市議会に条例素案等を報告
パブリックコメントの実施 |
| 2022年1月 | 条例案の取りまとめ
第3回社会福祉審議会 条例案の確定 |
| 3月 | 市議会で条例案を審議 |